

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日ならとある場合の翌日)

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

### ◇ 告 示 字の区域の変更等（地方課）

土地改良事業の認可（農村整備課）

土地改良法による換地処分（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

◇ 正 誤 昭和六十二年九月二十五日付鳥取県公報号外第五十五号  
中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第八百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

字の名称を変更する	同上の区域（昭和六十一年十一月十八日現在の地番による。）
大字恩志字道下タ	大字恩志字道下タのうち一四の一の一部、一九の一部、二〇の一の一部、二〇の二の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字恩志字吉谷口	大字恩志字吉谷口二二と一体をなす国有地の一部
大字恩志字岩有河原の全域	大字恩志字岩有五六の一部、五八の一部、六〇から六三までの一部、六五の一部、六六から六八まで、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字恩志字岩有

大字恩志字道下タ一九の一部、二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字恩志字吉谷口二五の一部、二六の一部、二七、二八、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字恩志字岩有のうち五一の一部、五六の一部、五八の一部、六〇から六三までの一部、六五の一部、六六から六八まで、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字恩志字松ヶ鼻  
大字恩志字松ヶ鼻のうち七六の一から七六の四まで、七七、七八の一、八〇の一から八〇の三まで、八一の一、八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字恩志字岩有河原

## 鳥取県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業大袋地区農業用排水）を昭和六十二年九月二十六日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第八百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字宮ノ津ヘ九六四・九六四の一・九六五・字ツヅラ平九六八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字杉ヶ谷九二七・九二八・九三六・字スケ  
ノ平九三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 正

## 誤

昭和六十二年九月二十五日付鳥取県公報号外第五十五号中七十六頁下段の鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号を鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号に、百ページ下段の鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号を鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号に、百四頁上段の鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号を鳥取県選挙管理委員会告示第九十号に訂正する。